

障がい関係 各種 手当

障がいのある人が地域で自立した生活をしていくため、次のような手当があります。

特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の方を、家庭で養育している保護者等に支給します。

対象者

- 身体障害者手帳1～3級を所持する
 - 療育手帳(A・B)を所持する
 - 精神障がいがある
 - その他同程度の障がいがある
- 右記のいずれかに該当する20歳未満の方を、家庭で養育している保護者等

手当額

- 1人につき月額
1級(重度) 51,700円
- 2級(中度) 34,430円

支給方法

年3回(4月・8月・12月) 指定銀行口座に振込となります。

支給制限

- 前年の所得が一定額以上の場合
- 本人が障がいによる公的年金を受けた場合
- 福祉施設等へ入所している場合

手続きに必要なもの

手帳、印鑑、戸籍謄本、診断書(特別児童扶養手当用)、口座番号がわかるもの(通帳など)

障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

対象者

- 身体障害者手帳1級を所持する方
- 療育手帳(A)を所持する方
- その他同程度の障がいがある方

手当額

月額 14,650円

支給方法

年4回(2月・5月・8月・11月) 指定銀行口座に振込となります。

支給制限

- 前年の所得が一定額以上の場合
- 本人が障がいによる公的年金を受けた場合
- 福祉施設等へ入所している場合

手続きに必要なもの

手帳、印鑑、診断書(障害児福祉手当用)、口座番号がわかるもの(通帳など)

特別障害者手当

障がいや重度または重複している等の理由で、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方のうち、認定基準に該当する方に支給します。

手当額

月額 26,940円

支給方法

年4回(2月・5月・8月・11月) 指定銀行口座に振込となります。

支給制限

- 前年の所得が一定額以上の場合
- 福祉施設等へ入所している場合
- 病院等に3ヶ月を超えて入院している場合

手続きに必要なもの

手帳、印鑑、診断書(特別障害者手当用)、口座番号がわかるもの(通帳など)

笠間市在宅心身障害児福祉手当

笠間市に住所があり20歳未満で心身に重度の障がいのある方と同居・養育している方に対して支給します。

手当額

月額 3,000円

- (身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A・A)、精神障害者保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級)
- 月額 1,500円
- (身体障害者手帳3級、療育手帳B、特別児童扶養手当2級)

支給方法

年2回(9月・3月) 指定銀行口座に振込となります。

支給制限

- 前年の所得が一定額以上の場合
- 障害児福祉手当を受けている場合
- 福祉施設等へ入所している場合

手続きに必要なもの

手帳または特別児童扶養手当証書、印鑑、口座番号がわかるもの(通帳など)

難病患者見舞金

難病疾患の方の心身の安定のため、見舞金を支給します。

対象者

笠間市に住所があり、茨城県の指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方

手当額

月額 3,000円

支給方法

年2回(9月・3月) 指定銀行口座に振込となります。

手続きに必要なもの

指定難病特定医療費受給者証、印鑑、口座番号がわかるもの(通帳など)

障害者扶養共済制度

障がい児(者)の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を目的とし、保護者が毎月掛金を納入することで、保護者が万一のことがあった場合に、残された障がい児(者)に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者

- 身体障害者手帳1～3級を所持する
- 療育手帳を所持する
- その他同程度の障がいがある

(精神障がい難病含む)

右記のいずれかに該当する方の保護者(父母・兄弟姉妹・配偶者・祖父母等)で、県内に住所があり、特別の病気や障がいをもたない65歳未満の方(4月1日現在)

掛金

保護者の加入時の年齢により月額9,300円～23,300円まで7段階に分かれています。

年金

1口加入の方 月額20,000円、
2口加入の方 月額40,000円
また、保護者より先に障がい児(者)が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

手続きに必要なもの

住民票謄本、障がいの種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳等)、年金管理者指定届書(障がいのある方が年金を管理することが困難な場合)、印鑑、口座番号がわかるもの(通帳など)

*申請により支給されますので、新たに該当される方は、お問い合わせください。

問い合わせおよび申請先

社会福祉課 (内線155)
笠間支所 (内線72-1131)
若間支所 (内線73-1171)

健康だと
保険料が
安くなる!?

近年「健康な人向けの割引」のある商品が多く、保険会社で販売されています。これは、健康な人は病気になるたり死したりする可能性が低いので保険料を安くすることができ、相互扶助の考えから採用されています。

健康状態の良い人の割引、タバコを吸わない人の割引、ゴールド免許の割引、健康診断書を提出する割引、たくさん歩くことの割引……

これらの割引は、掛け捨て型の死亡保障で多く採用されていますが、最近では医療保険でも割引のある商品が出てきています。健康な人には、お得な制度ですよ。

今年の4月には、掛け捨て型の死亡保障を中心に保険料が下がりました。昔加入された保険も、一度見直ししてみる価値は充分ありそうです。「やさしい保険プラザ友部スクエア店」では生命保険会社24社の取扱いがございます。ぜひお気軽にご相談ください。

やさしい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉 1364-1
☎ 0120-650-121
営業時間 10:00-20:00

保険募集代理店
株式会社 ファイックス、ジャパン
茨城支店